

令和 4 年第 1 回定例会

美 郷 町 議 会 会 議 録 (第 1 号)

令和 4 年 3 月 8 日

美 郷 町 議 会

令和 4 年 1 回美郷町議会定例会会議録（第 1 日）

令和 4 年 3 月 8 日（火曜日）

◎開会日時 令和 4 年 3 月 8 日 午前 10 時 00 分 開会
◎散会日時 令和 4 年 3 月 8 日 午後 2 時 00 分 散会

◎出席議員（11名）

1 番	若杉 伸児君	2 番	早川 節夫君
3 番	中田 武満君	4 番	兒玉 鋼士君
5 番	中嶋奈良雄君	6 番	川村 義幸君
7 番	那須 富重君	8 番	小路 文喜君
9 番	甲斐 秀徳君	10 番	川村 嘉彦君
11 番	山本 文男君		

◎欠席議員 な し

◎欠 員 な し

◎会議録署名議員 7 番 那須 富重君 8 番 小路 文喜君

◎事務局職員氏名 事務局長 小田 広美君 書記 森川 晴君

◎説明のための出席者職氏名

町長	田中 秀俊君	副町長	藤本 茂君
教育長	大坪 隆昭君	会計管理者	三桝 治君
総務課長	下田 光君	税務課長	甲斐 武彦君
企画情報課長	田常 浩二君	町民生活課長	田村 靖 君
健康福祉課長	黒田 和幸君	建設課長	林田 貴美生君
農林振興課長	松下 文治君	政策推進室長	沖田 修一君
教育課長	石田 隆二君	地域包括医療局事務長	黒木 博文君
南郷地域課長	川野 一郎君	北郷地域課長	泉田 浩文君

◎会議の経過 別紙のとおり

令和 4 年 第 1 回 美 郷 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 1)

令和 4 年 3 月 8 日

午 前 10 時 開 議

日程第 1 会議録署名議員の指名
7 番 那 須 富 重 議員
8 番 小 路 文 喜 議員

日程第 2 会期の決定
3 月 8 日 ～ 3 月 22 日 15 日間

日程第 3 諸般の報告
(1)議 長
(2)文教産業常任委員長
(3)総務厚生常任委員長
(4)入郷地区衛生組合議会議員
(5)宮崎県北部広域行政事務組合議員
(6)日向東臼杵広域連合議会議員

日程第 4 選挙管理委員の選挙

日程第 5 選挙管理委員補充員の選挙

日程第 6 報告第 2 号 債権放棄の報告について
報 告

日程第 7 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
提案理由説明、質疑、討論、採決

日程第 8 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
提案理由説明、質疑、討論、採決

日程第 9 同意第 3 号 副町長の選任について
提案理由、質疑、討論、採決（投票による方法）

日程第 10 同意第 4 号 監査委員の選任について

提案理由、質疑、討論、採決（投票による方法）

日程第 11 議案第 2 号 公の施設の指定管理者の指定について
（田代保育所）

日程第 12 議案第 3 号 公の施設の指定管理者の指定について
（うなま保育所）

日程第 13 議案第 4 号 公の施設の指定管理者の指定について
（みかど保育所）

提案理由説明

日程第 14 議案第 5 号 公の施設の指定管理者の指定について
（南郷歯科診療所）

提案理由説明

日程第 15 議案第 6 号 公の施設の指定管理者の指定について
（地蔵の里）

日程第 16 議案第 7 号 公の施設の指定管理者の指定について
（北の郷）

提案理由説明

日程第 17 議案第 8 号 小黒木辺地総合整備計画の策定について

提案理由説明

日程第 18 議案第 9 号 第 2 次美郷町総合計画後期基本計画の策定について

提案理由説明

日程第 19 議案第 10 号 町道路線の認定について

日程第 20 議案第 11 号 町道路線の廃止について

日程第 21 議案第 12 号 町道路線の認定について

提案理由説明

日程第 22 議案第 13 号 工事請負契約の締結について

提案理由説明

日程第 23 議案第 14 号 美郷町移住定住促進空き家活用住宅の管

理に関する条例

提案理由説明

- 日程第 24 議案第 15 号 美郷町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例

提案理由説明

- 日程第 25 議案第 16 号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

提案理由説明

- 日程第 26 議案第 17 号 美郷町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第 27 議案第 18 号 町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第 28 議案第 19 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第 29 議案第 20 号 美郷町第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

提案理由説明

- 日程第 30 議案第 21 号 令和 3 年度美郷町一般会計補正予算（第 11 号）

提案理由説明

- 日程第 31 議案第 22 号 令和 3 年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

- 日程第 32 議案第 23 号 令和 3 年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

- 日程第 33 議案第 24 号 令和 3 年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）

- 日程第 34 議案第 25 号 令和 3 年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

- 日程第 35 議案第 26 号 令和 3 年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）

- 日程第 36 議案第 27 号 令和 3 年度美郷町国民健康保険診療所

日程第 37 議案第 28 号 事業特別会計補正予算（第 4 号）
令和 3 年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 5 号）

提案理由説明

日程第 38 議案第 29 号 令和 4 年度美郷町一般会計予算
日程第 39 議案第 30 号 令和 4 年度美郷町国民健康保険事業特別会計予算
日程第 40 議案第 31 号 令和 4 年度美郷町介護保険事業特別会計予算
日程第 41 議案第 32 号 令和 4 年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第 42 議案第 33 号 令和 4 年度美郷町簡易水道事業特別会計予算
日程第 43 議案第 34 号 令和 4 年度美郷町農業集落排水事業特別会計予算
日程第 44 議案第 35 号 令和 4 年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計予算
日程第 45 議案第 36 号 令和 4 年度美郷町国民健康保険病院事業会計予算

施政方針の説明

会 議 録

令和 4 年 3 月 8 日
午 前 1 0 時 開 議

【事務局長 小田 広美】

「一同起立・礼」・・・おはようございます・・・御着席ください。

【議長 山本 文男】

改めまして、おはようございます。

日差しが日増しに春めいてまいりました。3月2日、うれしいニュースが飛び込んできました。日本穀物検定協会は、2021年度産米の食味ランキングを発表し、西北中山間地区のヒノヒカリが3年連続で最上級の特Aを獲得するというものでした。さらなるブランド力向上に期待が高まります。

国内では、新型コロナウイルスによる第6波の混乱はいまだ先の見えない状況であり、3月6日を期限としていたまん延防止等重点措置も終了しましたが、予断を許せぬ状況にあるのは変わりありません。

そして、世界では、ロシアによるウクライナ侵攻により多くの尊い命が失われており、全世界が連携し早期の停戦と世界平和への実現を願っているところです。

国においては、2022年度予算案が2月22日に衆議院を通過し、24日から参議院で審議されておりますが、一般会計の歳出総額が10年連続で過去最大の107兆5,964億円となり新型コロナウイルス対策にも5兆円の大規模予算が組まれております。

我が美郷町においても、令和4年度の主な当初予算としては、「交通弱者支援」「子育て支援」「高齢者福祉支援」「医療の充実」「商工業振興事業」「人口減少に歯止めをかけるための地域づくり事業」「農林業生産組織担い手の強化」「6次産業化の推進支援事業」等、多くの重要な施策が上げられております。

今定例会は新年度予算の審議という大きな案件がございます。

議員各位におかれましては、長丁場となりますが、十分な体調管理の上、活発な激論を期待したいと思います。よろしくお願いいたします。

以上で挨拶を終わります。

【議長 山本 文男】

ただいまの出席議員は11名であります。

【議長 山本 文男】

ただいまから、令和4年第1回美郷町議会定例会を開会します。

【議長 山本 文男】

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

なお、本日の会議には、報道機関が取材のため傍聴しますので、あらかじめお知らせします。

また、カメラの持込、写真撮影も許可しましたので申し添えます。

【議長 山本 文男】

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番 那須 富重議員、8番 小路 文喜議員を指名いたします。

【議長 山本 文男】

日程第2 会期の決定を議題とします。

この件につきましては、議会運営委員会において検討がなされておりますので、委員長より報告をお願いします。

【議会運営委員長 中嶋 奈良雄】

議長。

【議長 山本 文男】

議会運営委員長 中嶋 奈良雄議員。

【議会運営委員長 中嶋 奈良雄】

令和4年第1回美郷町議会定例会について、議長より諮問を受けました会期及び日程につきまして、議会運営委員会は以下のように議長に答申いたしましたので御報告いたします。

会期日程については、本日から3月22日までの15日間とし、会期日程はお手元に配付してあるとおりとしたところです。

以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

【議長 山本 文男】

委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

本定例会の会期は、委員長の報告のとおり、本日から3月22日までの15日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月22日までの15日間に決定いたしました。

会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議の予定表のとおりであります。

【議長 山本 文男】

日程第3 諸般の報告を行います。

本日までに受理しました請願・陳情は、お手元に配付いたしました請願・陳情文書表のとおりであります。

記載のとおり処理しましたので、報告します。

【議長 山本 文男】

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書が、お手元に配付したとおり提出されています。

朗読は省略します。

議長の報告は、お手元に配付の諸般の報告をもって報告とします。

【議長 山本 文男】

次に、入郷地区衛生組合議会議員、日向東臼杵広域連合議会議員、宮崎県北部広域行政事務組合議会議員からそれぞれ報告の申出があります。

まず入郷地区衛生組合議会議員及び日向東臼杵広域連合議会議員の2つの報告を中嶋 奈良雄議員より報告をお願いいたします。

【5番 中嶋 奈良雄】

議長。

【議長 山本 文男】

5番、中嶋 奈良雄議員。

【5番 中嶋 奈良雄】

それでは、先般開催されました定例会の報告をいたします。

入郷地区衛生組合議会定例会報告書

1. 会 期 令和4年2月21日（月）1日間
2. 場 所 入郷地区衛生組合
3. 出席者 中嶋 奈良雄議員、甲斐 秀徳議員
4. 議案審議（管理者提出議案）

議案第1号 令和3年度入郷地区衛生組合一般会計補正予算（第2号）
について

- ・職員給与及び手当不足額更正
- ・委託料の追加（支障木伐採）等
（原案認定）

議案第2号 令和4年度入郷地区衛生組合一般会計予算について

歳入予算額 9,865万6,000円

歳出予算額 9,865万6,000円

（原案可決）

資料と予算の主なものについては、別紙のとおり

続きまして、先般、日向市にて開催されました定例会の報告をいたします。

日向東臼杵広域連合議会定例会報告書

1. 会 期 令和4年2月21日（月）1日間
2. 場 所 日向市 市議会議事堂
3. 出席者 山本 文男議長、中嶋 奈良雄議員
4. 議案審議

○広域連合長提出議案

議案第1号 令和3年度日向東臼杵広域連合補正予算（第1号）
（原案可決）

議案第2号 令和4年度日向東臼杵広域連合予算

(原案可決)

添付資料として、令和４年度第１回日向東臼杵広域連合議会定例会の議案を参考にしてください。

以上で、報告を終わります。

【議長 山本 文男】

次に、那須 富重議員から、宮崎県北部広域行政事務組合議会の報告をお願いいたします。

【７番 那須 富重】

議長。

【議長 山本 文男】

７番、那須 富重議員。

【７番 那須 富重】

それでは、先般、延岡市におかれまして開催されました定例会の御報告をいたします。

宮崎県北部広域行政事務組合議会定例会報告書

１．会 期 令和４年２月２８日（月）１日間

２．場 所 延岡市役所 議会大会議室

３．出席者 那須 富重議員、兒玉 鋼士議員

４．議案審議 (管理者提出議案)

議案第５号 令和３年度宮崎県北部広域行政事務組合
宮崎県北部ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算

要旨 別紙参照
(原案可決)

議案第６号 令和４年度宮崎県北部広域行政事務組合一般会計予算
要旨 別紙参照

(原案可決)

議案第７号 令和４年度宮崎県北部広域行政事務組合
宮崎県北部ふるさと市町村圏事業特別会計予算

要旨 別紙参照
(原案可決)

議案第８号 監査委員の選任

要旨 別紙参照
(原案可決)

以上で、報告を終わります。

【議長 山本 文男】

以上で、諸般の報告を終わります。

【議長 山本 文男】

日程第４ 選挙管理委員の選挙を行います。

本選挙については、選挙管理委員及び同補充員の任期満了に伴い行うもので、地

方自治法第182条の規定に基づき行うものです。

【議長 山本 文男】

お諮りします。

選挙の方法については、全員協議会でも確認いただきましたように、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

【議長 山本 文男】

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

【議長 山本 文男】

選挙管理委員には、
若田孝文さん
今西初子さん
國延明夫さん
稲村恭二さん
以上の方を指名します。

【議長 山本 文男】

お諮りします。

ただいま議長が指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました若田孝文さん、今西初子さん、國延明夫さん、稲村恭二さん、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

【議長 山本 文男】

ただいま選挙管理委員に当選されました方には、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

【議長 山本 文男】

日程第5 選挙管理委員補充員の選挙を行います。

本選挙については、地方自治法第182条の規定に基づき行うものです。

【議長 山本 文男】

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

【議長 山本 文男】

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

【議長 山本 文男】

選挙管理委員補充員には、次の方を指名します。

第1順位 菊田正光さん

第2順位 奈須千之さん

第3順位 野村重光さん

第4順位 林田友藤さん

以上の方を指名します。

【議長 山本 文男】

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま指名しました

第1順位 菊田正光さん、

第2順位 奈須千之さん、

第3順位 野村重光さん、

第4順位 林田友藤さん

以上の方が、順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

【議長 山本 文男】

ただいま選挙管理委員補充員に当選されました方には、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

【議長 山本 文男】

日程第6 報告第2号 債権放棄の報告について。

町長から報告があります。

これを許可します。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

皆さん、おはようございます。本日から22日の15日間の日程で令和4年第1回美郷町議会定例会の開催ということで、長丁場になりますが、よろしく願いを申し上げます。

先ほど、議長が申しましたように2021年産米が日本穀物検定協会の特Aを受賞したということで、2019年、2020年、2021年と3か年間にかけて特Aを受賞したと、本当に喜ばしいことであります。本当に農家の皆さんにお礼を言いたいと。

そしてまた、どうかして生産者のために、この米を高く売っていきたいと、そういうふうに思うところでありますので、皆様方のお知恵をいただきながら頑張りたいと思っております。

また、3月5日が二十四節気の啓蟄という日でありました。心は春めいてきたんですが、議長も言いましたようになかなか、オミクロン株それと北京で冬季パラリンピックの開催中にロシアがウクライナに侵攻というような形の中において、晴れるものがないと。何か人間、ボタンの掛け違いをしてきているような気がしています。

平和を望む全世界の人たちが安全に暮らせるような体系を早く元に戻してほしい、そのように思うところであります。

それでは、報告第2号 債権放棄の報告について提案理由を申し上げます。

美郷町国民健康保険南郷診療所の診療負担金2件について、美郷町債権管理条例

第 11 条第 1 項の規定により、債権を放棄しましたので、同条第 2 項の規定により議会へ報告するものであります。

この債権につきましては、令和 3 年 12 月 20 日に開催した美郷町債権管理審査会の審査を経まして、本年 1 月 25 日に放棄の手続きをとらせていただきました。債権放棄の根拠につきましては、改正前の民法第 170 条第 1 号に基づく時効期間の満了であります。

以上で説明を終わります。

【議長 山本 文男】

以上で、報告第 2 号の報告を終わります。

【議長 山本 文男】

日程第 7 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。
町長より、提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について提案理由を申し上げます。

御承知のとおり、人権擁護委員は国民の基本的人権が侵害されることのないように監視し、もし、これが侵犯された場合には、その救済のため速やかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもって、その使命とすることとされております。

現在本町では、4 名が人権擁護委員として法務大臣より委嘱されておりますが、このうち 2 名が令和 4 年 6 月末をもちまして任期満了となります。

今回、現委員の北郷在住、岩倉恵子氏の 6 月末の退任に伴い、その後任として北郷在住、段和利氏を推薦したく提案するものであります。

段氏は、昭和 56 年 6 月から旧北郷村職員として勤務されて以来、公正忠実に職務を遂行され、平成 31 年 3 月に美郷町役場を退職されました。

段氏は、人格識見高く強い責任感をお持ちであり最適任者として考えますので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものであります。

なお、委員の任期は 3 年となっております。

以上で説明を終わります。

【議長 山本 文男】

提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 山本 文男】

お諮りします。
諮問第1号については、お手元に配付した意見のとおり答申したいと思います。
これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、お手元に配付した意見のとおり答申することに決定しました。

【議長 山本 文男】

日程第8 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。
町長より、提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について提案理由を申し上げます。

諮問第1号でも申し上げましたが、本町の4名の人権擁護委員のうち2名が令和4年6月末をもちまして任期満了となります。

今回、現委員の西郷在住、平田幾次郎氏の6月末の退任に伴い、その後任として西郷在住、中田広喜氏を推薦したく提案するものであります。

中田氏は、昭和53年4月から旧西郷村職員として勤務されて以来、公正忠実に職務を遂行され、令和2年3月に美郷町役場を退職されました。

中田氏は、人格識見高く強い責任感をお持ちであり最適任者として考えますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

なお、委員の任期は3年となっております。

以上で説明を終わります。

【議長 山本 文男】

提案理由の説明が終わりました。
これから、質疑を行います。
質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 山本 文男】

お諮りします。
諮問第2号については、お手元に配付した意見のとおり答申したいと思います。
これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。
したがって、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦については、お手元に配付した意見のとおり答申することに決定しました。

【議長 山本 文男】

日程第9 同意第3号 副町長の選任についてを議題とします。

【議長 山本 文男】

ここで、地方自治法第117条の規定によって、藤本 茂副町長の退場を求めます。

(藤本 茂 副町長 退場)

【議長 山本 文男】

ただいま議題となっております同意第3号について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

同意第3号 副町長の選任について提案理由を申し上げます。

本案は、現副町長である藤本 茂氏の任期が令和4年3月31日をもって満了となるため、再度選任したく、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものであります。

藤本氏におかれましては、今後も副町長として長年培った行政運営の豊富な経験を生かしながら、美郷町のまちづくりに活躍いただける人材として高い見識を有していると認められることから、引き続き、副町長として任命したいので、御審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げます。

なお、任期は令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間となります。以上で説明を終わります。

【議長 山本 文男】

提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから同意第3号 副町長の選任について、採決を行います。

この採決は、会議規則第82条第1項の規定及び申し合わせにより、無記名投票で行います。

【議長 山本 文男】

議場の出入口を閉めます。

(議場の出入口を閉める)

【議長 山本 文男】

ただいまの出席議員数は10名であります。

表決の方法としての投票ですので、議長を除く10名で投票を行うこととなりま

す。

【議長 山本 文男】

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に9番、甲斐 秀徳議員、10番、川村 嘉彦議員を指名します。

【議長 山本 文男】

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

また、会議規則第84条の規定「白票の取扱い」にありますように、「賛否を表明しない投票」及び「賛否が明らかでない投票」は、「反対」として取り扱いますので、申し添えます。

(投票用紙の配付)

【議長 山本 文男】

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

【議長 山本 文男】

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から議席順に投票願います。

(投 票)

【議長 山本 文男】

投票漏れはありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

投票漏れなしと認めます。

これで、投票を終わります。

【議長 山本 文男】

開票を行います。

9 番、甲斐 秀徳議員、10 番、川村 嘉彦議員、開票の立ち合いをお願いします。

(開 票)

【議長 山本 文男】

投票の結果を報告します。

投票総数 10 票、有効投票 10 票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち

賛成 7 票

反対 3 票

【議長 山本 文男】

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、同意第 3 号 副町長の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

【議長 山本 文男】

ここで、藤本 茂副町長の入場を許します。

(藤本 茂 副町長 入場)

【議長 山本 文男】

日程第 10 同意第 4 号 監査委員の選任についてを議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

同意第 4 号 監査委員の選任について提案理由を申し上げます。

監査委員は、地方自治法第 196 条により、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し、優れた識見を有する者、及び議員を議会の同意を得て選任するものとされております。

現在本町では、2 名が監査委員としてその職務に従事されておりますが、このうち識見を有する者として選任されている峰村芳生氏の任期が令和 4 年 3 月 31 日をもって満了となるため、再度選任したく、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものであります。

峰村氏は行政経験も豊富であり、地方公共団体の財務管理や行政運営に関して優れた識見を有すると認められ、人格高潔で最適任者であることから、引き続き、監査委員として選任したいので、御審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げます。

げます。

なお、委員の任期は、令和４年４月１日から令和８年３月３１日までの４年間となります。

以上で説明を終わります。

【議長 山本 文男】

提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

討論なしと認め、これで討論を終わります。

【議長 山本 文男】

これから同意第４号 監査委員の選任について採決を行います。

この採決は、会議規則第８２条第１項の規定及び申し合わせにより、無記名投票で行います。

【議長 山本 文男】

議場の出入口を閉めます。

(議場の出入口を閉める)

【議長 山本 文男】

ただいまの出席議員数は１０名であります。

表決の方法としての投票ですので、議長を除く１０名で投票を行うこととなります。

【議長 山本 文男】

次に、立会人を指名します。

会議規則第３２条第２項の規定により、立会人に１番、若杉 伸児議員、２番、早川 節夫議員を指名します。

【議長 山本 文男】

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

また、会議規則第84条の規定「白票の取扱い」にありますように、「賛否を表明しない投票」及び「賛否が明らかでない投票」は、「反対」として取り扱いますので、申し添えます。

(投票用紙の配付)

【議長 山本 文男】

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

【議長 山本 文男】

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から議席順に投票願います。

(投 票)

【議長 山本 文男】

投票漏れはありませんか。

(「なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

投票漏れなしと認めます。

これで、投票を終わります。

【議長 山本 文男】

開票を行います。

1番、若杉 伸児議員、2番、早川 節夫議員、開票の立ち合いをお願いします。

(開 票)

【議長 山本 文男】

投票の結果を報告します。

投票総数10票、有効投票10票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち

賛成票 10 票
反対票ゼロ票

【議長 山本 文男】

以上のとおり、全員が賛成です。

したがって、同意第 4 号 監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

【議長 山本 文男】

議場の出入口を開きます。

【議長 山本 文男】

日程第 1 1 議案第 2 号 公の施設の指定管理者の指定について（田代保育所）
日程第 1 2 議案第 3 号 公の施設の指定管理者の指定について（うなま保育所）
日程第 1 3 議案第 4 号 公の施設の指定管理者の指定について（みかど保育所）

【議長 山本 文男】

以上 3 件を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは議案第 2 号、議案第 3 号及び議案第 4 号の公の施設の指定管理者の指定については関連がありますので、一括して提案理由を申し上げます。

現在、美郷町立田代保育所、うなま保育所及びみかど保育所は、社会福祉法人 美郷町社会福祉協議会が指定管理者として管理運営を行っております。

指定期間が本年 3 月 31 日までとなっていることから、昨年 11 月に次期 3 か年度の指定管理候補者を公募したところ、3 保育所について、社会福祉法人 美郷町社会福祉協議会から申請がございました。

これを受け、昨年 12 月 16 日に指定管理候補者選定委員会を開催して審査を行い、議案書のとおり同協議会を候補者に選定しましたので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提案するものであります。

以上で説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第 4 日目の 3 月 11 日に総括質疑を行います。

【議長 山本 文男】

日程第 1 4 議案第 5 号 公の施設の指定管理者の指定について（南郷歯科診療

所)を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

続きまして、議案第5号 公の施設の指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。

現在、南郷歯科診療所におきましては、美郷町南郷歯科保健協会を指定管理者として委託し管理を行っておりますが、指定管理者の管理期間が令和4年3月31日をもって終了することから、このたび公募を行ったところ美郷町南郷歯科保健協会より申請がございました。

その後、指定管理候補者選定委員会による審査を経て、美郷町南郷歯科保健協会を指定管理候補者として選定致しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、指定期間は令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3か年間であります。

以上で説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第4日目の3月11日に総括質疑を行います。

【議長 山本 文男】

日程第15 議案第6号 公の施設の指定管理者の指定について（地蔵の里）

日程第16 議案第7号 公の施設の指定管理者の指定について（北の郷）

【議長 山本 文男】

以上2件を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは議案第6号及び議案第7号の公の施設の指定管理者の指定については、関連がありますので、一括して提案理由を申し上げます。

売店「地蔵の里」及び美郷町北郷農産物処理加工施設「北の郷」は、地域特産品

等を消費者に提供し、ニーズの把握等により農林業の活性化と観光の振興を図ることを目的として設置しており、指定管理者による管理運営を行っております。

なお、美郷町北郷農産物処理加工施設「北の郷」においては、農産物を加工販売することにより、付加価値を高め、農林家の所得向上に寄与するという目的も持っております。

その指定管理期間が、本年３月３１日に満了を迎えることから、売店「地蔵の里」及び美郷町北郷農産物処理加工施設「北の郷」の管理及び運営について、リバースいすず合同会社を指定管理者として指定したいので、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、いずれの指定期間も、原則として令和４年４月１日から令和７年３月３１日までの３か年間としますが、今後の指定管理者の動向や民間等の新たな指定先の検討も含めて単年度ごとに指定先の見直しを図ってまいります。

以上で説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第４日目の３月１１日に総括質疑を行います。

【議長 山本 文男】

日程第１７ 議案第８号 小黒木辺地総合整備計画の策定についてを議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議案第８号 小黒木辺地総合整備計画の策定について提案理由を申し上げます。

交通条件や経済・文化的条件により一定の要件を満たす辺地において、公共施設等を整備する場合は、財政上の優遇措置が講じられることとなっています。

小黒木辺地に係る総合整備計画については、令和３年度末をもって計画期間が終了しますが、令和４年度以降も引き続き町道小黒木・山口線の改良整備を行うこととしており、新たに小黒木辺地に係る総合整備計画を策定する必要がありますので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第３条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第４日目の３月１１日に総括質疑を行います。

【議長 山本 文男】

日程第１８ 議案第９号 第２次美郷町総合計画後期基本計画の策定についてを議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第 9 号 第 2 次美郷町総合計画後期基本計画の策定について提案理由を申し上げます。

第 2 次美郷町総合計画は、平成 29 年度から令和 8 年度までの 10 年間の基本構想と前・後期各 5 年間の基本計画から構成されており、令和 3 年度末をもって前期基本計画が終了することから、令和 4 年度からの後期基本計画を策定するために、美郷町総合計画策定条例第 4 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第 4 日目の 3 月 11 日に総括質疑を行います。

【議長 山本 文男】

ここで、休憩とします。

11 時 10 分から再開します。

(休憩：午前 10 時 59 分)

(再開：午前 11 時 07 分)

【議長 山本 文男】

休憩前に引き続き、会議を再開します。

【議長 山本 文男】

日程第 19 議案第 10 号 町道路線の認定について

日程第 20 議案第 11 号 町道路線の廃止について

日程第 21 議案第 12 号 町道路線の認定について

【議長 山本 文男】

以上 3 件についてを議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは、議案第 10 号 町道路線の認定について、提案理由を申し上げます。

本路線につきましては、地区住民の意向を受け、詳細調査を行った結果、町道の路線認定基準に関する規定第2条第1項第1号の「起点及び終点が町道に連結していること」に該当するため、道路法第8条第2項の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものであります。なお、説明申し上げました路線につきましては、資料を添付してございますので、御参照ください。

議案第11号 町道路線の廃止について及び、議案第12号 町道路線の認定については関連がございますので、一括して提案理由を申し上げます。

町道下秋元線につきましては、町道下角・秋元線の道路改良工事が行われた際、重複して町道認定がなされたままとなっているため廃止したく、道路法第10条第3項の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものであります。

また、町道下角・秋元線の改良工事の際、旧道が町道として認定されていなかったため、道路法第8条第2項に基づき、町道サレノツカ・長田線として認定するものです。なお、説明申し上げました路線につきましては、資料を添付してございますので、御参照ください。

以上で説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第4日目の3月11日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 山本 文男】

日程第22 議案第13号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第13号 工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

この契約は、令和3年度3年災（8月豪雨災1号箇所）奥地林道空野・五郎ヶ峠線災害復旧工事であります。

去る2月15日、町内Aクラス7業者により指名競争入札を行った結果、議案書のとおり、株式会社 南郷開発 代表取締役 岩田進一と6,241万4,000円で工事請負契約を締結するものであります。

以上、今回発注いたしました工事につきましては、予定価格が5,000万円以上でありますので、地方自治法第96条第1項第5号及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第４日目の３月１１日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 山本 文男】

日程第２３ 議案第１４号 美郷町移住定住促進空き家活用住宅の管理に関する条例についてを議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第１４号 美郷町移住定住促進空き家活用住宅の管理に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

この条例は、町内の空き家を活用し移住定住を促進することで、空き家の荒廃を防ぎ、また、人口増加を図ることを目的として制定するものです。

内容としましては、町が空き家の所有者から１０年間を基本として無償で借り受けますが、この間の当該空き家にかかる固定資産税は減免といたします。

所有者より借り受けた空き家に対しましては、国及び県の補助金等により町が改修を実施し、比較的安い家賃で移住希望者等に賃貸するもので、改修の費用は、所有者の方の負担はございません。

また、所有者との賃貸期間１０年を満了した家屋については、そのまま所有者にお返しするものであります。

以上で説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第４日目の３月１１日に総括質疑を行います。

【議長 山本 文男】

日程第２４ 議案第１５号 美郷町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例についてを議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第１５号 美郷町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例について提案理由を申し上げます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づいた過疎地域の支援制度の一つとして、地方税の減収補填措置があり、一定の事業用資産を取得した製造業、旅館業、農林水産物等販売業及び情報サービス業等に対して、条例に基づいて課税免除を行った場合、地方税の減収の75%が普通交付税で補填されるものであります。

これを受け、本町における設備投資や企業立地を促進し地域産業の振興を図るため、固定資産税の課税免除に関する条例を制定するものであります。

以上で説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第4日目の3月11日に総括質疑を行います。

【議長 山本 文男】

日程第25 議案第16号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第16号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

これまでの西郷病院の夜勤体制につきましては、当直医師1名と看護師3名でありましたが、令和4年度より当直医師1名と看護師2名及びオンコール看護師1名の夜勤体制にするものです。

これにより、特殊勤務手当に関する条例 別表（第3条関係）6看護手当を改正するものであります。

オンコールとは看護師が自宅及び所定の待機所に待機いただき、呼び出しがあった場合は出勤し、看護業務を行うことであります。

今回の改正はコンサルの調査によるもので、西郷病院は平均入院患者数は20名であり、その場合の夜勤看護師数は2名とし、1名は救急業務や外来患者の対応に限定したオンコール看護師1名が適切との指摘がありました。

また、オンコールを病棟看護師だけでなく外来看護師も含めた全看護師で実施することで、看護師の夜勤の負担軽減や経費節減を行います。

主な変更点につきましては、全看護師でオンコールを行いますので、「病棟に勤務する職員」を削除いたします。

また、1ページ下段から次ページにつきましては、正規の勤務時間以外の看護手当につきまして詳細に明記しました。

2のアにつきましては、「救急患者等に対処するため待機を依頼された場合」は、行動が拘束されることから、自宅待機が1,000円、指定された待機所での待機

の場合、１，５００円としました。

２のイにつきましては、「現に呼び出しを受け救急医療等に従事した場合」は、これまでは１時間以上勤務したときのみ、診療時間にかかわらず１，２４０円としていましたが、コンサルや実際に勤務する看護師と協議し、深夜を除く時間帯では、１回につき１，２４０円とし、１時間を超える場合は、１時間ごとに５００円を追加することとしました。

また看護手当の上限ですが、現在午後５時から翌日の午後８時１５分までに看護師は夜勤として勤務していますが、その場合１のアの深夜の全部を含む勤務であるので、一人当たり７，３００円を支給しています。まれですが、オンコールが３回を超える場合は、それを超える場合がありますので、７，３００円を上限としました。この単価については、コンサルが調査を行い平均的な単価を使用し、全看護師と協議を行い決定したところです。

これにより、時間外の救急や外来患者は１か月約１０日から１５日ではありますが、年間約８０万円から６０万円の経費削減が見込まれます。

以上で、説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第４日目の３月１１日に総括質疑を行います。

【議長 山本 文男】

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第２６ | 議案第１７号 | 美郷町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第２７ | 議案第１８号 | 町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第２８ | 議案第１９号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第２９ | 議案第２０号 | 美郷町第１号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |

【議長 山本 文男】

以上４件についてを議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第１７号 美郷町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例、議案第１８号 町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第１９号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第２０号 美郷町第１号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁

償に関する条例の一部を改正する条例について、関連がございますので、一括して提案理由を申し上げます。

議案第17号及び議案第18号につきましては、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律に基づいて期末手当の改定を行うものであります。

令和4年6月の期末手当から0.05月分の引き下げを行い、6月と12月の支給割合をそれぞれ1.625月に改定します。これにより、期末手当の年間総支給月数は3.35月分から3.25月分となります。

次に、議案第19号及び第20号につきましては、人事院の勧告に基づいて、期末手当の支給割合の改定を行うものであります。

また、会計年度任用職員につきましても、一般職に準じて規定してありますので、同様の改定を行うものであります。

一般職の期末手当の改定であります。民間の支給割合を考慮し、令和4年6月の期末手当から0.075月分の引き下げを行い、6月と12月の支給割合をそれぞれ1.2月に改定します。これにより、期末手当の年間総支給月数は2.55月分から2.4月分となります。

なお、会計年度任用職員は、一般職と同様の支給割合となりますが、再任用職員については、令和4年6月の期末手当から0.05月分の引き下げを行い、6月と12月の支給割合をそれぞれ0.675月に改定します。これにより、期末手当の年間総支給月数は1.45月分から1.35月分となります。

以上、申し上げましたように、令和3年8月の人事院勧告どおり、期末手当の支給月数を引き下げるることとなりますが、令和3年度の引下げに相当する額については、令和4年6月の期末手当から減額することで調整を行うこととされております。

その調整額につきましては、令和3年12月に支給された期末手当の額に職員の区分に応じた割合を乗じて得た額となります。

以上で説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第4日目の3月11日に総括質疑を行います。

【議長 山本 文男】

日程第30 議案第21号 令和3年度美郷町一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第21号 令和3年度美郷町一般会計補正予算（第11号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ5,751万1,000円を

減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ８７億７，２９４万３，０００円とするものであります。

主な補正の内容につきまして歳入から説明いたします。

初めに町税に１，４３７万８，０００円を追加しました。固定資産税１，４４１万７，０００円、市町村たばこ税２７７万５，０００円の増額が主な理由です。

次に、地方譲与税に１，０１７万５，０００を追加しました。自動車重量譲与税に９８２万５，０００円を追加、森林環境譲与税に３５万円を追加しました。いずれも交付額の見込みによる補正であります。

法人事業税交付金に２９３万７，０００円を追加しました。

次に、地方消費税交付金に３，７２４万５，０００円を追加しました。地方消費税交付金のうち社会保障費分３，１９９万２，０００円の増額が主な理由です。

地方交付税に１億１，６３８万円３，０００円を追加しました。これは、国の第１次補正予算において国の歳出予算の増額による調整額の復活に伴い追加交付が決定されたものです。

次に、国庫支出金に７，７８９万８，０００円を追加しました。これは衛生費国庫負担金のうち新型コロナウイルスワクチン接種対策等国庫負担金１，７３２万３，０００円の追加、総務費国庫補助金のうち新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金４，５４１万１，０００円の追加が主な理由です。

次に、県支出金に３，３２２万５，０００円を追加しました。

各費目とも事業費の確定見込額による補正が主な要因ですが、うち林道施設災害復旧事業補助金３，２９９万５，０００円の追加が主な理由です。農林水産業費県補助金のうち地籍調査費補助金については、国の第１次補正予算により７９５万６，０００円の追加交付が決定されたものであります。

次に、基金繰入金から２億３，０５４万７，０００円を減額しました。歳出全般の減額や、ふるさと応援基金繰入金の充当により、財政調整基金繰入金を減額したことが主な理由です。

最後に、町債から１億３，６６０万円を減額しました。事業費の確定見込みに伴う補正であります。

続いて、歳出について御説明いたします。

歳出につきましては、経常的経費及び各事業の見込額の確定による補正が中心であります。

初めに、議会費から２９６万９，０００円を減額しました。議会活動費の不用額更正であります。

次に、総務費から全体で４，１８０万６，０００円を減額しました。主なものとしては、一般管理費の職員人件費５７０万円の減額、企画費の地域おこし協力隊に係る地域おこし活動費３１６万８，０００円の減額、ふるさと納税推進費１，１２４万円の減額、ＣＡＴＶセンター運営費４３８万１，０００円の減額などであり、その他の項でも、経常的な経費の不用額更正等により減額となっております。

次に、民生費から２，３６２万２，０００を減額しました。児童福祉施設費の児童福祉施設管理運営費１，７０８万９，０００円の減額などであり、その他の経費につきましても全般的に減額となりました。

次に、衛生費から９７０万５，０００円を減額しました。保健衛生総務費の救急医療対策費１４０万３，０００円の減額、一般職員人件費１６０万２，０００円の減額、予防費の各種検診委託料１７５万３，０００円の減額、各種予防接種委託料２３４万３，０００円の減額などが主な理由であります。

次に、農林水産業費から5,546万6,000円を減額しました。農業振興費で2,701万1,000円の減額、農地費から637万9,000円の減額など、農業費全体で3,036万3,000円を減額しました。

林業振興費から1,248万1,000円の減額、林道整備費から1,135万4,000円の減額など、林業費全体で2,404万3,000円の減額とし、不用額の更正を行っております。

次に、商工費から2,943万4,000円を減額しました。商工振興費の感染症対策休業要請協力金1,083万円の減額、商工業振興資金貸付金500万円の減額、観光振興費の南郷温泉源泉ポンプ購入費550万円の減額、鉱害処理費の速日鉱山施設管理費189万5,000円の減額などが主な理由であります。

次に、土木費から1,518万8,000円減額しました。これは、河川砂防費の急傾斜地崩壊対策費572万6,000円の減額、自然災害防止急傾斜地崩壊対策事業850万円の減額などが主な理由です。

次に、消防費から130万4,000円を減額しました。非常備消防費52万4,000円の減額、防災無線施設費の防災無線施設管理費43万円の減額が主な理由であります。

次に、教育費から1,469万6,000円を減額しました。事務局費の特別職及び一般職員人件費126万円、幼稚園費の幼稚園教員人件費67万円、会計年度任用職員人件費270万円など人件費の減額に加え、コロナ禍の影響による社会教育総務費の国民文化祭実行委員会補助金121万円、保健体育総務費のロードレースイン百済の里補助金などスポーツ振興経費180万3,000円、体育施設費の社会体育施設管理費118万7,000円の減額などが主な理由であります。

次に、災害復旧費から4,077万9,000円を減額しました。事業費の確定見込みによる不用額更正であります。

次に、公債費から、元金及び利子合わせて1,300万円を減額しました。

最後に、諸支出金に1億9,045万8,000円を追加しました。特別会計繰出金のうち、国民健康保険特別会計繰出金から99万3,000円の減額、介護保険事業特別会計繰出金132万8,000円の減額、後期高齢者医療特別会計繰出金380万9,000円の減額がありましたが、歳入でありました普通交付税の追加交付分の一部を減債基金積立金へ4,174万4,000円追加、今後の公共施設等の大規模補修・改修に備えるために公共施設等整備基金積立金へ1億5,260万円を追加しました。

また、繰越明許費は第2表にあるとおりです。

コロナ禍により労務者や資材等の手配に不測の日数を要したことが事業の進捗に影響したことや、国の第1次補正予算に伴い、国からの追加配分が示されたことが主な繰越理由であります。

債務負担行為の補正については、第3表のとおりであります。

町では、町内の商工業者が近代化を推進するために、商工会を経由して設備投資に係る資金を政府系金融機関より融資を受けた場合に利子補給を行うこととしており、令和3年度から令和8年度にかけての利子に対する補助金19万9,000円を限度額とする債務負担行為を補正するものであります。

地方債の補正につきましては、第4表のとおりであります。

今回の補正により、令和3年度の一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億7,294万3,000円となりました。

以上で説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第４日目の３月１１日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 山本 文男】

日程第３１	議案第２２号	令和３年度美郷町国民健康保険事業特別会計 補正予算（第４号）
日程第３２	議案第２３号	令和３年度美郷町介護保険事業特別会計 補正予算（第３号）
日程第３３	議案第２４号	令和３年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計 補正予算（第２号）
日程第３４	議案第２５号	令和３年度美郷町簡易水道事業特別会計 補正予算（第４号）
日程第３５	議案第２６号	令和３年度美郷町農業集落排水事業特別会計 補正予算（第４号）
日程第３６	議案第２７号	令和３年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計 補正予算（第４号）
日程第３７	議案第２８号	令和３年度美郷町国民健康保険病院事業会計 補正予算（第５号）

【議長 山本 文男】

お諮りします。

議案第２２号から議案第２８号までの７件を一括議題にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」との声あり ）

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

したがって、７件を一括議題とすることに決定しました。

７件につきまして、順次、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第２２号 令和３年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）
について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出から、それぞれ１１８万４，０００円を減額し、歳入歳
出予算の総額を歳入歳出それぞれ１０億６，２５３万円とするものであります。

まず、歳入予算につきましては、国庫支出金に４２万８，０００円を追加してお

ります。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者への国民健康保険税の減免措置に対する国からの財政支援である災害等臨時特例補助金として、追加するものでございます。

続いて、県支出金及び繰入金につきましては、特定健康診査等負担金や保険基盤安定繰入金などの算定額に応じて、それぞれ補正するものでございます。

次に、歳出予算につきましては、レセプト審査手数料や会計年度任用職員の報酬など、現予算の執行状況により、それぞれ減額補正するのが主なものでございます。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第23号 令和3年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,872万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,357万4,000円とするものです。

今回の補正の主な理由は、令和3年度における各サービスの支出状況を踏まえて年度末までの歳入歳出見込みにより過不足を調整するものです。

補正の主な内容は、歳出につきましては、保険給付費及び地域支援事業費として年度末までの各サービス費の過不足を調整した結果、当初のサービス見込量より大幅に減少したため、総額で800万円減額いたしました。

歳入につきましては、令和3年度交付決定に伴い国庫支出金については1,495万5,000円の増額、支払基金交付金については4,384万円の減額、県支出金は71万3,000円を減額いたしました。年度末までの歳入歳出見込みを踏まえ、財政安定化基金からの貸付を受けないことから800万円を減額しました。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第24号 令和3年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ380万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,442万2,000円とするものです。

補正の主な理由は、年度末を迎え宮崎県後期高齢者医療広域連合への各種負担金が決めたため、予算額を調整するものであります。補正の主な内容は、歳出において広域連合納付金を380万9,000円減額するものであります。

歳入におきましては、一般会計繰出金を380万9,000円減額し、受託事業実績見込みによる財源構成を行いました。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第25号 令和3年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ397万円を減額し、歳入歳出それぞれ1億4,719万7,000円とするものであります。

歳入につきましては、現年度使用料から370万5,000円と一般会計繰入金から26万5,000円それぞれ減額しました。

歳出につきましては、水道水質検査料の入札執行残330万円と、施設電気料70万円をそれぞれ減額し、庁用車燃料費に3万円を追加しました。

以上で説明を終わります。

議案第26号 令和3年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ70万円を減額し、歳入歳出それぞれ9,866万4,000円とするものであります。

歳入につきましては、現年度使用料から203万円を減額し一般会計繰入金を133万円追加しております。

歳出につきましては、需用費から30万円、委託料から10万円、工事請負費から30万円をそれぞれ減額しております。

以上で説明を終わります。

議案第27号 令和3年度国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第4号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ18万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,835万6,000円とするものであります。

歳出補正の主なものは、地域包括医療局内の人事異動に伴う一般職員人件費18万円の増額であります。

歳入補正の主なものは、一般職員人件費の増額に伴う一般会計繰入金18万円の増額であります。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第28号 令和3年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第5号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、資本的支出につきまして、11万1,000円減額するものであります。

資本的支出の11万1,000円の減額につきましては、医師研修医住宅改修工事の入札において、事業費が確定したことに伴う減額として12万1,000円、企業債償還金の元金における増額として1万円の増額であります。

以上で説明を終わります。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第4日目の3月11日に質疑・討論・採決を行います。

【議長 山本 文男】

ここで、休憩とします。

13時に再開します。

（休憩：午前11時43分）

（再開：午後12時55分）

【議長 山本 文男】

休憩前に引き続き、会議を再開します。

【議長 山本 文男】

日程第38 議案第29号 令和4年度美郷町一般会計予算

日程第39 議案第30号 令和4年度美郷町国民健康保険事業特別会計予算

日程第40 議案第31号 令和4年度美郷町介護保険事業特別会計予算

日程第 4 1	議案第 3 2 号	令和 4 年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第 4 2	議案第 3 3 号	令和 4 年度美郷町簡易水道事業特別会計予算
日程第 4 3	議案第 3 4 号	令和 4 年度美郷町農業集落排水事業特別会計予算
日程第 4 4	議案第 3 5 号	令和 4 年度美郷町国民健康保険診療所事業 特別会計予算
日程第 4 5	議案第 3 6 号	令和 4 年度美郷町国民健康保険病院事業会計予算

【議長 山本 文男】

お諮りします。

議案第 2 9 号から議案第 3 6 号までの 8 件を一括議題にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

【議長 山本 文男】

異議なしと認めます。

したがいまして、8 件を一括議題とすることに決定しました。

8 件につきまして、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 山本 文男】

町長。

【町長 田中 秀俊】

今回、令和 4 年度的美郷町施政方針ということで、説明をさせていただきます。

ちょっと長丁場になりますので、マスクを外して説明していいかなと。といいま
すのは、ずっと話してますと何か息苦しくなってくるということがありますので、
申し訳ございませんが、マスクを外して説明させていただきます。

本日、令和 4 年第 1 回美郷町議会定例会の開会に当たり町政運営に臨む私の初心
と主要施策の概要を申し上げ、町民の皆様並びに議員各位の御理解と御協力を賜り
たいと思います。

本町は、急速な少子高齢化や人口減少の進行により、後継者・担い手不足による
農林業や商工業の衰退など多くの課題が山積しております。併せて、「新たな日常」
への社会の構築が加速する中で、ウィズコロナ、アフターコロナの社会では、これ
までの経験を生かした広い視点と現場感覚を併せ持った自治体経営が求められる中
にあって、本年 2 月に執行されました美郷町長選挙において、町民の皆様の御信任
を賜り、引き続き町政を担わせていただくことになりました。

改めて「すべては町民のために」の下、厳しい財政状況ではありますが気候変動
による災害対応や世界的に感染拡大している新型コロナウイルス感染症など、直面
する課題と向き合い、将来を見据えた行政運営に全力で取り組んでまいらる覚悟でご
ざいます。

また、私の政治信条であります『町民とつくる対話と協働の町政』『信義誠実で透
明性のある町政』『スピード感のある町政』を基本理念に、

- ①町民目線のまちづくり
- ②持続可能なものづくり
- ③思いやりのあるまちづくり
- ④人財づくり
- ⑤住みたいまちづくり

以上の5点を目指す政策として、私に託された役割と責任をしっかりと果たしていく所存でございます。

国においては、令和3年12月3日に閣議決定された令和4年度予算編成の基本方針では、先行き不透明な中、喫緊かつ最優先の課題である新型コロナウイルス感染症対応に万全を期し、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとした新しい資本主義を実現すべく精力的に取り組んでいくこととしています。

令和4年度予算編成に向けては、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」における令和4年度予算編成に向けた考え方に基づいて、新型コロナウイルス感染症の克服に向け、国民を守る医療提供体制や検査態勢の確保、変異株を含む新たなリスクに対する万全の備えのためのワクチン・治療薬等の研究開発、雇用・事業・生活に対する支援等を推進し、また、「コロナ後の新しい社会」を見据え、成長と分配の好循環を実現するため、各地の災害からの復興・創生や防災・減災、国土強靱化等に対応する。

併せて、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、いわゆる「16か月予算」の考え方で、令和3年度補正予算と令和4年度当初予算を一体としてめり張りの効いた予算編成としています。

その中で、国の令和4年度一般会計総額は、高齢化に伴って年金や医療といった「社会保障費」が大幅に膨らみ、今年度より4,393億円増加して3兆6,273.5億円となったことや、新型コロナウイルス感染症への対応として「予備費」を5兆円を計上したことにより、今年度当初予算を9,867億円上回って1兆7,964億円となり10年連続で過去最大となりました。

歳入では、日本経済が苦境に陥ってる中、コロナ禍からの景気回復で企業業績が上向き、法人税や所得税などの税収を見込み6兆2,350億円となり7兆7,870億円増加しています。

新規国債の発行額は、歳入不足を補うための赤字国債が3兆6,750億円、建設国債が6兆2,510億円、合わせて3兆9,260億円に上りますが、税収が増加したことに伴い6兆6,710億円減少しています。

歳入全体に占める国債の割合は34.4%となります。

歳出では、社会保障費が今年度の当初予算より4,393億円増えて3兆6,273.5億円と過去最大となり歳出の33.8%を占めています。

地方財政対策においては、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等が大幅な減収となる中、地方公共団体が行政サービスを安定的に提供しつつ、防災、減災、国土強靱化の推進などの重要課題に取り組めるよう、地方税、地方交付税等の一般財源総額は2兆3億円増（微増）の6兆1,350億円を確保しています。

その中で、まち・ひと・しごと創生事業費(地方創生関連予算)については、引き続き1兆円が確保されています。

また、一方で地方交付税については、3.5%増の1兆8,538億円となりました。

さて、美郷町では令和2年3月に「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を

策定しました。これは、行政、町民、地域、団体、企業など町全体で、人口減少という最大の課題に取り組むものであります。

その中で「子育て支援」「地域づくり」「しごとづくり」「移住・定住支援」を軸として、令和4年度にかけて、各地域において地域の課題と対策を考えていただき「美郷町地区別定住戦略」を策定し実践していただきます。これが本町の将来のためには不可欠であり、世界的な社会の目標であるSDGsを考え方として捉えながらの事業展開が必要になると確信しております。

また、令和3年度に策定された「第2次美郷町総合計画後期基本計画」及び「美郷町過疎地域持続的発展計画」を着実に推進していくために、計画の進行管理を適切に実施するとともに、計画を町民共有の指針として、様々な機会や手段を通じて、町民にわかりやすく計画の趣旨や内容を積極的に周知し、町民、企業、行政などのあらゆる主体間による協働のまちづくりを推進します。

コロナ禍で社会が今までと異なった流れになるかもしれません。このことを逆に好機と捉え、次の世代にとってスリムで無駄のない美郷町の構築が必要です。

依然として国及び地方を取り巻く課題は山積していますが、積み残した課題を一つ一つ丁寧に取り組み解決を図ることが大事であります。コロナ禍の中で町民の皆様との双方向のコミュニケーションが従前より困難になっており、その声を反映するためには創意工夫と想像力も要する状況となっていますが、これからも町民の皆様との「対話と交流」を実践し、町民の皆様の「声」を意思決定や政策遂行に反映させることを常に意識し町政を運営していきます。

私たちの町は、人口の半分以上を高齢者が占めています。一人一人が安心して暮らせる環境づくりが重要であります。そのためにも高齢者の知恵や経験を生かした経済活動や6次産業化の推進を基盤に、町全体の交通体系や情報網の充実を図り、福祉・介護・医療の連携による生活丸ごとの支援体制、また、まち全体で子供と子育てを支えていくという価値観を広げるとともに、切れ目ない支援体制の強化や教育環境の整備などを充実させなければなりません。そして「誰一人取り残さない」温かい地域づくりを進めてまいります。

今後も「対話と協働」を基本姿勢とし、町と議会と町民とが心の絆をしっかりと結び、田舎の原風景を守りながら、お互いが支えあう地域づくりを目指して精進していくことで美郷町はきっと良くなると確信しています。この予算は、骨格予算ではなく、肉づけも含めた当初予算として提案をしていきます。

以下、主な施策につきまして、その概要を御説明申し上げます。

1. 農林業の振興

本町の基幹産業である農林業の振興は最重要課題であり、重点的に取り組んでまいります。特に地方創生の柱でもある農林業の担い手の確保と育成対策の充実を図り、農林業の振興と地域活性化を推進します。

①日本型直接支払制度、農業人材力強化総合支援事業等、国、県の農業政策を有効活用し、農家の経営安定を図るとともに、担い手の育成強化を推進することにより、新規就農者の確保を図り、農業生産活動が継続できる体制づくりに努めます。

なお、農業生産活動が継続できる体制づくりについては、農作業受託組織や集落営農組織の支援を図りながら、町の役割を整理してまいります。

②美郷町総合計画に定めた作物を中心とした生産目標達成に向け、生産組織等の強化育成を支援し、栽培面積の維持、拡大・栽培技術の向上を図ります。

③耕畜連携を推進するとともに、畜産農家や関係機関と連携を図り、増頭対策並びに、防疫対策を推進します。

また、飼料用米等の推進により遊休農地化を抑制します。

④森林整備計画に基づき、森林整備や素材生産の振興を図ります。

また、森林経営管理法に基づく、森林所有者への意向調査を行います。

さらに、経営計画を実行するために素材生産事業体の強化、施業従事者となる後継者・担い手の確保、人材育成推進のため、宮崎県林業技術センター等関係機関と連携を密にし、今後もみやざき林業大学校を支援していきます。

⑤標準伐期による施業を基本に、集約化による除間伐や長伐期施業等により、適切な森林整備を推進します。

また、植栽未済地の発生を抑制するため、再造林の推進を強化していきます。

さらに、県内でも発生している誤伐・盗伐に関しまして、県、警察、森林組合、関係機関と連携し、耳川流域からの発生を防止します。

⑥水源の涵養や山地災害の防止など、森林の持つ多面的な機能を発揮させ、本町が目指す資源循環利用の森林づくりによる健全な森林資源の維持造成のため、保安林整備を推進します。

⑦椎茸、木炭等の特用林産物の品質とブランド力を高め、価格の向上安定を図るとともに、安定経営のための支援を行います。

さらに、後継者の確保、育成に努め産業及び文化の継承に取り組んでまいります。

⑧鳥獣被害対策につきましては、関係機関や団体と連携して捕獲による個体数削減や防護施設の設置等による対策を強化し、被害軽減を図ります。

また、捕獲した鳥獣につきましては、ジビエ解体施設の稼動充実を推進し、「ジビエ肉」等として新たな地域資源となるよう有効活用を図ります。

⑨6次産業化は、「美郷町地域ぐるみで取り組む6次産業化基本構想」の基本方針である、栗での一点突破を図るため、「まずは、栗でPRして、栗で外貨を稼ぐ」「そして全体の6次産業化へつなげる」ため、耕作放棄地を活用した栗生産の省力化や栗加工の充実に取り組んでまいります。

また、産地型商社と連携して、「飲食・観光に付随する物販等で外貨獲得を目指し、外貨獲得に必要な産業は可能な限り本町で賄う」ことを実践してまいります。

2. 商工業、観光の振興

商工業の振興につきましては、商工業活性化の中心的な役割や地域コミュニティ機能を担う商工会への支援をはじめ、中小企業育成、意欲ある法人・個人等が行う新規起業や経営拡大などの各種支援制度によって継続的に支援します。特に喫緊の課題である後継者不足については、商工会や県事業承継・引継ぎ支援センターと連携して事業承継の支援を行い、地域経済への影響を最小限に抑えます。

今後も商工業の維持活性化のため商工会との連携を密にしながら、地域の特徴を踏まえ各種事業を展開してまいります。

また、コロナ禍で影響を受けている、商工業事業者への支援につきましても、国や県の支援策と歩調を合わせながら、地域の実情に沿った支援に努めます。

観光振興につきましては、これまで地区毎に展開してきた里づくり事業を生かしながら、それらを集約する新たな観光ブランド「DRIVE TO MISATO」のプロモーション活動を継続して実施してまいります。そのことにより、町内に点在する観光景勝地への周遊機会の創出が図られるほか、今後の観光ルート造成等についても、統一のコンセプトを持って展開することが期待できます。

また、設立された一般社団法人 美郷町観光協会に、民間であることの特性を生かした活動を担わせ、民間ならではの発想やフットワークで「稼ぐ観光」「経済の循環」の実現を目指してまいります。

併せて、旅行業を活用したツアーの開発や地域固有の資源を活用した体験型、交流型の要素を取り入れたツーリズムの推進を図るとともに、スポーツ系や文化系の合宿を誘致し交流人口・関係人口の拡大に取り組んでまいります。

その他、町内には重要文化財など歴史的な文化財や豊かな自然が残されていることから、今後もこれらの適正な保全に努める一方、唯一無二の観光資源として広く活用してまいります。

さらに、温泉施設をはじめとする各観光施設の適正な維持管理に努め、健全運営を目指し、どのような形態での運営が望ましいか分析を進め、民間活力も視野に入れた新たな指定管理者制度を模索し、検討を行ってまいります。

併せて、ウィズコロナ、アフターコロナを見据え、ホームページやSNSなど、多様な媒体を活用した情報発信に努め、観光の振興につなげてまいります。

3. 道路環境・交通体系の整備

地域の基礎的な社会資本である道路整備につきましては、適正な維持管理を行うことにより道路施設の長寿命化に努めます。

また、生活の利便性向上や交通の安全性を確保するために、国、県の補助事業及び過疎対策事業などを活用し再整備に努めてまいります。

国道388号につきましては、美郷町役場本所と南郷支所を結ぶ全線が2車線となり、本町全体の一体感、連帯感の醸成に重要な役割を果たしています。

また、国道446号の代替路も担うことになり、道路整備の立遅れている本町において、道路ネットワークの効果を実感したところであります。現在、南郷鬼神野と椎葉村を結ぶ区間においては、牛山工区の完了に続き南郷新屋敷工区が新規着手したところであります。

今後も引き続き北郷舟方工区の早期完了、南郷新屋敷工区の早期の工事着手をお願いするとともに、門川町松瀬工区の早期の完了、北郷黒木側への早期の事業着手についても、これまで同様に関係機関と連携しながら要望活動を行ってまいります。

県道につきましては、西都・南郷線、宇納間・日之影線、東郷・西都線等、計画的な整備が進められていますが今後も継続して要望活動を行ってまいります。

また、地域公共交通対策につきましては、通院や通学、買物など、町民の多様な移動ニーズに対応するための重要な施策の一つです。

現在、交通空白地帯の解消と高齢者福祉の観点から、コミュニティバスを運行しており、主に通院を目的とした利用があることから、引き続き地域の移動手段として持続可能な体制を整備してまいります。

また、本町と近隣自治体とを連絡する地域間幹線系統については、町外への貴重な移動手段として位置づけられているため、その存続と路線維持に努めるとともにニーズに応じたダイヤの改正や車両の小型化など、運用システムの抜本的な見直し検討を進めてまいります。

さらに、今後は、町内交通事業者と連携しながら、利便性と経済性を兼ね備えた交通システムの構築に向け検討を進めるほか、自家用有償旅客運送や地域内互助輸送などの新たな取り組みに対しても柔軟に対応してまいります。

4. 水道施設・生活排水処理施設の整備

町の管理する簡易水道施設は、日常生活に欠かすことのできない基盤であり、安全な飲料水を安定して供給するため、適切な施設の改修・更新と維持管理に努めてまいります。

また、地域・個人管理の給水施設につきましては、全ての地域で安定的な水の供給ができるよう技術的指導や整備方法の助言を行うとともに、施設の維持管理や整

備改修の支援に努めてまいります。

5. 環境衛生の充実

今日の環境問題は、消費生活の多様化により全国的にごみの排出量が著しく増加しており、深刻な問題であります。本町を含む5市町村で構成する日向東臼杵広域連合と連携して、圏域での統一した環境行政に取り組むとともに、資源循環型社会への転換を推進するため分別収集の啓発を重点的に行い、ごみ減量化・資源化に積極的に取り組みます。

また、不法投棄防止の啓発やパトロール等による監視に継続して取り組みます。生活排水処理につきましては、快適な生活環境づくりや自然環境の保護のため、町内6か所の農業集落排水処理施設の適切な改修及び維持管理を行うとともに、合併処理浄化槽の新設や維持管理を推進し、生活排水処理率の向上に努めてまいります。

6. 環境保全の推進

本町は、緑豊かな山林や小丸川・耳川及び五十鈴川の三本の美しい河川が流れる自然資源に恵まれた地域であります。この豊かな緑や清流を保護するため、各水系汚濁防止協議会と連携した啓発活動を行ってまいります。

また、「節電・省エネの推進」「脱温暖化行動の推進」を実現するため、美郷町地球温暖化対策推進協議会と連携を図り、町民・事業者・行政のそれぞれの立場からお互いが協働して地球温暖化防止に向けた実践活動を積極的に推進してまいります。

7. 住宅環境の整備

既存の町営住宅につきましては、公営住宅等ストック総合改善事業等による改修・改善工事を計画的に進めるとともに適正な維持補修に努め、住宅の長寿命化と居住環境の向上を図ります。

また、政策空き家や耐用年数の経過した町単独住宅につきましては、取壊しや売却などを行い維持管理費の削減に努めます。

さらに、第2期美郷町まち・ひと・しごと創生総合戦略「未来発創」の中に位置づけられている「移住・定住支援」の中から「住宅施策」について重点を置き「単身者用住宅」「空き家サブリース」の整備を年次的に行ってまいります。一般住宅につきましては、町民の生活環境の向上、定住促進、経済活性化、木材振興等を目的に、町産材または流域材を活用することを条件として、新築・増改築を行う町民を支援してまいります。

8. 移住・定住の推進

移住・定住につきましては、お試し滞在宿泊施設を活用した就業体験や田舎暮らし体験の実施や国県の移住支援金の活用、住まいの情報発信を行い、移住定住の促進を図ってまいります。

また、住まいにつきましては、官民一体となって空き家等情報バンク登録数の増加を図り、紹介できる住宅の確保に努めてまいります。雇用につきましては、「ハローワーク」や「ふるさとみやざき人材バンク」と連携しての情報提供に努めてまいります。また、特定地域づくり事業による人材派遣事業を検討してまいります。

9. 情報通信基盤の整備

地域情報化対策につきましては、CATVネットワーク網が町内全域にわたり整備されています。自主放送の充実を含め、その安定運営と維持管理に取り組むこととします。

また、北郷地区におけるネットワーク光化事業も完了し、町内全域で4K放送及び高速通信に対応できる光ネットワークが整備され、町内の放送・通信環境格差是正が図られ、基盤強化がなされました。全ての町民が情報通信技術（ICT）の恩

恵を享受できるよう、今後も地域情報化の推進に取り組んでまいります。

また、庁内情報化対策につきましては、住民情報や税情報等の自治体クラウドシステムを利用していますので、住民サービスのための事務の効率化・迅速化と安定運用に努めます。

さらに、マイナンバーを利用して国や地方公共団体間との情報連携が可能となり、公的サービスがよりスムーズになりました。

今後、国や地方自治体が管轄している個人情報が多く共有されることから、さらにセキュリティ対策を強化してまいります。さらに、Society 5.0時代を迎え、5GをはじめとするICTインフラ整備と利活用の促進が叫ばれている中、令和3年9月に国にデジタル庁が新設され、各種分野において一気にデジタル化が推し進められることから、デジタル庁をめぐる動きに注視するとともに、今まで以上に新たな情報化の推進に向けて取り組んでまいります。

10. 保健・福祉の充実

①保険及び保健事業の充実

健康づくりは町民生活に直結する重要な課題であるだけでなく、地域活性化の要でもあります。そのためこれまで特定健診を始めとする各種健診の受診率を高めることに努めてきました。

本町の国民健康保険事業における一般医療費につきましては、1人当たりの医療費が県内でも高額になっており、生活習慣病の占める割合が増加傾向にあることが憂慮されますことから、特定健診の事後フォローを継続的に取り組むとともに、医療費の高い疾患のリスクが高い方を中心に栄養士・保健師により個別訪問による重症化させない支援体制を構築し、被保険者の皆様の理解と協力を得ながら、医療費の適正化と健全な財政運営に努めてまいります。

母子保健については、妊産婦健診や乳幼児健診等の充実により、母子の健やかな成長を支援するとともに、不妊に悩む方に対する助成制度を継続するなど母子保健対策の充実を図ってまいります。

また、令和3年3月より、本庁内に「美郷町子育て世代包括支援センター」を開設したことにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行ってまいります。

新型コロナウイルス感染防止対策としては、重症化予防が期待される新型コロナウイルスワクチン予防接種を国の指導の下に、ワクチンに関する情報や予防接種の受け方等町民への説明を行い、安全に安心して接種が受けられるようさらに取り組んでまいります。

歯科診療所につきましては、休診していた西郷歯科診療所を令和3年10月に開所し、西郷・南郷・北郷の3診療所で町民の歯の健康づくりに努めてまいります。

②社会福祉の充実

少子高齢化・超高齢化が進む中、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できることが求められています。そのためには町政による福祉施策の充実はもとより、美郷町社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会並びに民間福祉団体等と協働・連携しながら福祉の町としての環境づくりをさらに進めてまいります。

③児童福祉の充実

町民が安心して子供を産み育てる環境整備のため、本町の施策として実施しています出産奨励祝い金の支給、中学生までの子ども医療費の無料化、保育料の無償化・減免、子育て支援センターの充実などの「美郷町の子育て支援」を継続し推進してまいります。

また、DV（ドメスティック・バイオレンス）や児童虐待が大きな社会問題となっている現在、要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関の連携強化と体制整備を充実させ、積極的に確立し虐待防止に努めます。

また、子育て世代包括支援センターの設置・運営により関係機関との連絡調整を強化させ、虐待要因の早期発見と予防に努めながら家庭相談（支援）を積極的に推進し、幼児・児童の権利擁護と育成環境の整備に努めてまいります。

④ 高齢者福祉の充実

令和3年12月1日現在、本町における住民基本台帳での65歳以上の高齢化率は51.2%であり、依然として県下トップの状況が続いています。高齢者が安心して地域で暮らせるためには、気軽に相談できる体制が必要です。そのため引き続き独居高齢者等への個別訪問事業を継続し、高齢者の困り事や福祉ニーズに速やかに対応します。

また、独居高齢者及び高齢者世帯の増加に伴い、食材の確保や調理が困難となる方が増えてきています。このため、在宅高齢者の生活を支援する上で、配食サービスの充実が重要であり、需要に応じた供給体制の整備に努めます。これまで「百歳でも元気に暮らせる町づくり」を理念として、高齢者自らが健康寿命延伸に努め、生きがいを持って暮らせることを目指してきましたが、高齢者の自主的運動教室の取組を進めた結果、介護予防・医療費抑制それぞれの面において、徐々に効果が現れてきていると考えるところです。また、運動だけでなく高齢者の居場所づくりとしても非常に有効に機能すると期待しており、さらなる推進に努めます。

高齢者の多くは住み慣れた自宅での生活を望んでおり、その高齢者が支援や介護が必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいのサービスを一体化して提供し、高齢者を地域全体で支えていくための「地域包括ケアシステム」の構築を継続し、地域の実情を踏まえた介護サービス基盤の整備・拡充を推進します。

この地域包括ケアシステムを実現させるための重要な一手法である「地域ケア会議」は、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を同時に推進するものであり、会議の定期開催と充実を図るとともに、令和3年度からの3か年計画で策定した第8期介護保険事業計画を基に介護保険事業特別会計の適正な運営を図ります。

さらに、令和2年度から実施している高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業を充実させ、高齢者の健康づくり、生きがいづくりの拡充を図ります。後期高齢者医療事業特別会計につきましては、高齢者が安心して医療が受けられる体制を堅持していきませんが、団塊の世代が移行してくる年度となることから、医療状況を注視しながら適正な運営に努めてまいります。

⑤ 障がい者福祉の充実

障がい者の日常生活や社会生活を支援するため、引き続き、自立支援給付や地域生活支援事業を適切に実施するほか、関係機関や当事者団体等との連携を図りながら、障がい者が住み慣れた地域で社会と共生できるよう努めます。

また、令和元年度から、様々な地域課題の解決に向けて、障がい児・障がい者支援事業所「そうだんサポートセンターみさと」が開設され、さらに、令和2年度に、地域全体で支援する協力体制づくりを目的とした地域生活支援拠点整備として「日向市・東臼杵郡基幹相談支援センター」が開設されたことから、両センターと協力して手厚い個別支援や支援体制づくりの強化を進めてまいります。

また、令和3年度から3か年で策定した第6期障がい福祉計画、第2期障がい児

福祉計画に沿って事業を進めてまいります。

⑥ひとり親家庭支援の充実

近年の母子・父子家庭等をめぐる情勢が変化する中で、ひとり親家庭等の自立促進と児童の健全な成長を確保することが重要な課題となっています。そのため、子供の養育や経済面・健康管理など多くの困難を抱えているひとり親世帯に対し、経済的に自立できるための就業相談や医療費の助成などを実施してまいります。

⑦消費生活の安定と向上

訪問販売や通信販売等における消費者トラブルなど、若者から高齢者まで幅広い年齢層での消費生活トラブルが多発している中、地域や関係機関等との連携を深めながら悪質商法や詐欺行為を排除するとともに、相談窓口の機能強化や消費トラブルの未然防止に向けた消費者教育と啓発活動を強化・推進して、町民の消費生活の安定・安全と向上を図ってまいります。

1 1. 医療の充実

国保病院及び診療所事業につきましては、地方公営企業法とそれに準じての独立採算を目指しながら、同時に地域住民の保健、医療、福祉を担うという政策医療機関の立場にもあります。今日まで一貫して、医療はもとより保健、福祉の面においても中核的な役割を担う施設として、地域包括ケア及び在宅医療の推進に努めてきたところです。

安心安全な医療の提供を目指し、働き方改革への対応や医師の就労環境の改善など多くの課題を解決するため、医療提供体制の変更をして新しい形で令和2年4月からスタートしたところです。この医療提供体制を県から評価をいただき、令和4年度も継続して5名の医師を派遣いただくことになっています。

今後、新たな町の医療提供体制を確かなものにするため、さらなる医師確保を進めるとともに、電子カルテシステムの導入など医療機器を充実させ、また宮崎大学医学部との連携を密にした研修学生の受け入れ強化などを行うことで、若い医師やスタッフ・地域住民にとって魅力ある医療施設となるよう努めます。

また、町内の3つの医療施設を総括する「地域包括医療局」を軸として、福祉を含めた医療と介護の連携体制の強化を図りつつ、感染症対策にも十分に力を入れ、町として安定した継続できる医療提供体制の充実を進めてまいります。

1 2. 防災対策の充実

本町は、地理的・自然的条件により台風や梅雨時期等の集中豪雨等による風水害や土砂災害が発生しやすい状況にあります。近年では「数十年に一度の大雨」などといった報道も珍しくなくなり、「命を守る行動をとってください」という新たな防災情報の発信がなされるなど、改めて異常気象に注意を払う必要があると感じています。

このことから美郷町地域防災計画や美郷町国土強靱化地域計画など各種計画に基づき、災害から町民の命と財産を守り、迅速に復旧・復興が可能となるよう「強さ」と「しなやかさ」を持った美郷町を目指します。

また、国、県、町、及び町民全員が参加する自主防災組織、事業者が連携し、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化を図ってまいります。

1 3. 消防・救急体制の充実

非常備消防自治体の本町では、消防団が唯一の消防機関であり、地域防災の要であります。

本町としましても、「地域密着性」「要員動員力」「即時対応力」の特性を生かしながら、消防施設の充実や団員の確保、活動環境の整備など、消防力の向上に取り組

みます。

救急業務につきましては、搬送（運転手・補助者）に関する業務の一部を民間に委託することに加え、救急救命士が同乗する救急搬送体制にしております。救急救命士による救急救命の専門業務が担保されたことにより、現場での傷病者観察や一部処置が可能となり、病院へ搬送するまでに傷病者の状態や状況を病院側への確に伝えることができ、病院側も受け入れ態勢の充実が図られております。また、救急救命士によりドクターカーやドクターヘリ、防災ヘリの要請判断を実施しており、いち早い医療介入にもつながっております。

本年度も引き続き町内全域に救急救命士の手が届く体制を構築し、町民が安全で安心できるサービスの充実を図ります。また、3台配備している高規格救急車で広域的な救急救命業務を行いながら、関係機関との連携の強化、施設の整備や従事者への教育・講習等を実施し、業務の充実に努めてまいります。

14. 治山・砂防・河川対策の充実

治山・砂防対策につきましては、自然災害から町民の生命・財産を守るため、国、県の対策事業の積極的な導入に向けて、これまで同様に要望活動を行いながら計画的な対策を講じてまいります。

河川対策につきましては、自然災害から町民の生命・財産を守るため、洪水災害の原因となる河川の堆積土砂の撤去について県へ積極的な要望活動を行うとともに、土砂処分場の確保に努めてまいります。

15. 防犯対策の充実

防犯対策につきましては、警察や駐在所連絡協議会と連携し町民の防犯意識の高揚を図るとともに、防犯灯の整備のため、蛍光灯機器故障時におけるLED化の推進や未整備箇所における新規設置を図るなど、犯罪の未然防止に努めてまいります。

16. 交通安全対策の充実

交通安全対策につきましては、警察や交通安全協会、交通指導員会等の関係機関団体と連携を図りながら、町民一人一人に交通安全思想の普及を図るとともに、特に高齢者ドライバーの交通安全の意識向上と高齢者の交通事故防止を図るため「みさと安全運転」の推進、交通安全教育を実施します。

また、交通安全施設や通学路の点検・改善も行っております。

17. 教育の振興

本町の教育全般の振興を図るため、教育基本法の理念及び宮崎県教育基本方針を踏まえ、人間尊重の精神を基本とし、一人一人が豊かな人間性を培い、変動する社会に創意工夫と生きがいを持って対応できるよう、「たくましい体」「豊かな心」「すぐれた知性」を備え、郷土並びに国家の有為な形成者として、心身ともに調和のとれた人間形成を目指して、教育の振興を図ります。

生涯学習の推進につきましては、真に町民が期待する各種学級、講座、教室等の効果的な運営、図書館を中心とした生涯学習施設の役割の充実と利用の促進、スポーツ・レクリエーションを気軽に親しめる環境づくりに努めます。

また、学習内容に地域課題の解決に関する講座を設けるなど、町民が主体的に学び、その学びを地域に生かせる体制の整備を行います。

学校教育の充実につきましては、本町の教育資源を生かし「ふるさとを愛する心と豊かな国際感覚を育み、確かな学力を身につけ、自分に自信と誇りが持てる、心豊かな人材を育成する」ことを目標とした「美郷ならではの教育」の推進を目指し、就学前教育の充実を図り、義務教育への指導の流れを一貫したものとし、小学校（義務教育前期課程）以降の生活や学習がスムーズになるよう努めます。

特に、義務教育期の教育につきましては、児童生徒一人一人の個性や能力を最大限に伸ばし、「知・徳・体」の調和のとれた健やかな児童生徒の育成を目指し、施設一体型幼小中一貫教育のさらなる推進と教育用タブレットなど、ICT機器の活用を充実させてまいります。

また、より一層の学力向上と授業改善及び各個人に応じた特別支援教育の推進、児童生徒一人一人を大切にする生徒指導の充実、町独自の研修会等による教職員の指導力・資質向上に努めてまいります。

社会教育の推進につきましては、町民が生きがいを持って過ごせる学習社会を構築し、青少年から高齢者まで一人一人が社会貢献できる教育の場を町立図書館を核に積極的に提供し推進を図ります。

特に、青少年交流事業や子供の体験活動推進事業を継続的に、また積極的に推進するなど、健全な青少年教育をはじめとして、成人や女性、高齢者教育についてもICT機器の活用を行うなど、さらなる充実と振興に努めます。

また、各種ボランティアの養成を支援し、各種活動に取り組む意識の高揚や活動の促進に努めます。

さらに、人権教育の充実や国際理解推進のための研修、情報教育の強化を図ります。

家庭教育の推進につきましては、「生きる力」「心の教育」の基盤を確立するため、全ての教育の出発点（根底）であるとの認識を深めるとともに、家庭が本来果たすべき役割を見据え、各家庭の教育力の向上と地域による家庭教育支援体制の整備充実に努めてまいります。

18. 地域コミュニティ対策

地域住民の活動や交流の場となる自治公民館の有効利用や整備充実に図ることにより、社会教育関係団体等が活発な活動を行うことができ地域活力の促進につながります。

さらに地域コミュニティの活性化を図るため、その核となる自治公民館の活動に対する支援体制の強化と学校を核とした地域づくりを目指し、地域人材の幅広い参画を得て、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う「コミュニティ・スクール事業」「地域学校協働活動事業」を推進してまいります。

19. 伝統文化の継承と活用

美郷町の各地には古くから地域に根差した民俗文化があり、地域住民の手によって大切に継承、伝承されています。これらの民俗文化は、地域文化の振興を図る上で貴重な資源でありますので、伝統芸能等の保存、継承、活用を図るために後継者や指導者の育成を積極的に支援します。

また、伝統芸能等の発表の場としてのイベントを開催し、地域文化の発信と伝統文化に触れる機会を充実させることに努めてまいります。

20. 国内外交流の推進

沖縄県豊見城市と行っている姉妹都市交流は、子ども会育成連絡協議会等を介しての人事交流と産業・経済・行政の多様な交流により友好の絆は確実に、より固く結ばれています。今後もさらに行政間相互の人事交流を含め、あらゆる世代で積極的に交流を深めてまいります。韓国扶餘邑(プヨユウ)や林川(イムチョン)中学校との国際交流事業につきましては、この2年間、新型コロナウイルスの世界的な流行により中止せざるをえませんでした。昨年は中学生によるオンライン交流を実施しましたが、人の往来を伴う交流事業は状況を見ながらの実施になると思われます。

今後も扶餘邑(プヨユウ)との絆を生かした交流を続けるとともに、町民レベルで

の交流や、韓国からの国際交流員によるハングル講座、幼児・児童・生徒への国際理解教育、異文化紹介などの事業をさらに充実、発展させてまいります。

また、「百済王族にまつわる伝説等を生かした取組に関する協定」を生かした地域活性化や伝統文化・文化財の継承、PR事業などに取り組み、関係市町と歴史文化や観光などについて、多方面で協力をして活動を行ってまいります。

小・中・義務教育学校の交流事業では、姉妹校である韓国林川（イムチョン）中学校との交流事業をはじめ、国内外にある友好都市との親善交流を充実し、国際感覚を身につけた青少年の育成に努めてまいります。

21. 住民参加の促進

① 広報広聴の充実

地方分権が推進されている今日、地域の特性に応じた施策を実現する環境が整備されてきました。地域の特性を生かした住み良い地域社会の形成には、町民の声を施策に反映させることが重要です。

私の公約でもある「町民とつくる対話と協働の町政」の下、本年度も引き続き、町政懇談会を開催し、町民の町政に対する意見や提案を広く収集できるよう、そして、町民の声を町政に生かせるよう努めてまいります。

また、まちづくりに関心を持ってもらうため、町政に関する広報を充実させ、あらゆる媒体を活用し町民が様々な情報を得られるよう努めてまいります。

② 町民との協働の推進

地方分権に基づく住み良い地域社会の形成には、町民と行政との良好なパートナーシップが重要です。そこで、職員が地域を知り、地域との情報共有のために「まちづくり地域サポーター制度」を設けているのですが、昨年度は新型コロナウイルス感染症対策のため実施を控えさせていただきました。

本年度につきましては、引き続き体制は整えつつ、感染状況を考慮しながら実施することにより、地域と行政が一体となって地域の課題に取り組む住民参画型の協働のまちづくりを推進してまいります。

さらに、地方創生への協働での取組として、令和2年度から開始した「第2期美郷町総合戦略」の基本目標を実現するために、国や県、他市町村との連携を図るとともに、町内各種団体とも連携・強調を図り、住みやすさを追求した「住み続けたい」「住んでみたい」と思えるようなまちづくりを目指してまいります。

その上で、主要な柱の一つである「地域づくり」の計画実現に向けて、令和2年度から3か年計画で、町内24行政区単位での地区別定住戦略策定に向けた未来会議を実施しております。先行して実施している15行政区は、徹底した人口分析や地域体制・資源の診断を基に、住民自らが話し合い、定住や人口減少対策のための目標や戦略を、地域住民が主人公となったボトムアップ型の取組を行っており、ここでの検討内容を生かした「地域みんなで支えるまちづくり」を推進してまいります。

③ 男女共同参画社会づくりの推進

あらゆる分野の計画の策定や事業の運営等、まちづくりに積極的に町民の声を反映させるため、各種審議会、委員会、協議会などを活用しながら、町民の参加機会の拡大を図ります。各種委員の登用に当たっては、新たな人材の発掘と、女性委員の登用に努め、積極的に男女共同参画社会の形成に取り組んでまいります。

22. 行政運営の充実・強化

① 効率的な行政基盤の確立

本町では、町政施行後に美郷町行政改革大綱を策定し、限られた資源を有効に活

用することで、本町の基盤づくりに努めるとともに、厳しさを増す財政状況に対応してきました。

引き続き、早急に対応しなければならない山積する課題に対して、安定した行政運営ができる体制の確立を図るため、令和2年1月に策定した「第5次美郷町行政改革大綱」に基づき、今後も本町を取り巻く環境に対応したスピード感を持った行政サービスの提供と、住民と行政が一体となった行政改革に取り組みます。

中でも、育児・介護休暇の取得促進等、男女ともに職員が働きやすい職場環境の整備に努めるとともに、事務処理における無駄の削減、事務事業の見直し、職員数の適正管理による行政コストの縮減、将来の行政需要を精査し資産の適正管理を図るなど、身の丈にあった行政運営に努めます。

また、行政組織の体制について今後も検証を行いながら、引き続き簡素で効率的な組織運営により多様化する行政需要への迅速・適格な対応に努めてまいります。

②職員資質の向上

時代の変化を敏感に感じ、常に創意・工夫を持って組織の効率化と、業務の品質向上を目指すとともに、町民の声に謙虚に耳を傾け、町民から協働のパートナーとして信頼を得られる職員の育成に努めます。

その一環として、地域と行政が一体となって地域の課題に取り組む「協働のまちづくり」を推進することを目的に「まちづくり地域サポーター制度」をスタートさせました。昨年度も新型コロナウイルス感染症のため、地域に出向くことができませんでした。職員が地域を知り、地域と行政をつなぐパイプ役となるものとし、継続して取り組みます。

そして、人事管理や職場環境、組織育成や職員研修をはじめ、職員の健康管理体制の一層の充実を図るための組織づくりを一体的に推進します。

また、本町に適した職員数で新たな行政課題や多様なニーズに的確に対応するため、各種研修を積極的に推進するとともに、県や民間企業への派遣研修を行い、様々な専門的な技術や知識の習得、及び人脈づくりを通じて、職員の資質向上を図ります。さらに、町民の立場に立った窓口手続きの簡素・効率化や窓口サービスの充実に努めてまいります。

23. 財政運営の充実・強化、地籍調査事業

①財政運営の充実・強化

健全な財政運営と財政基盤の強化につきましては、最大の課題と位置づけ、今まで以上に自主財源の確保と節減合理化を進めてまいります。

そのため、町税の適正で公平な課税と徴収に努め、自主財源の確保を行い、地方交付税など国の動向に左右されるものは、その動きを常に注視し、適正に本町の財源へ反映できるよう努力するとともに、事務事業を単に前例踏襲するのではなく、より効果的・効率的なものとなるよう検証・見直しを行ってまいります。

②ふるさと応援寄附金

本町のふるさと応援寄附金につきましては、今後も返礼品を充実させるとともに、寄附者への感謝の気持ちを伝えるため、寄附金の使い道を公表し、貴重な自主財源確保に努めてまいります。

③地籍調査事業

地籍調査事業につきましては、令和3年度に一筆地調査を実施しました南郷の山三ヶ2区域13.30平方キロメートルの地積（面積）測定、認証請求業務を実施することとしています。また、西郷の登記未了地区6.45平方キロメートルにつきましても、地積（面積）測定、認証請求業務を実施することとしています。

令和３年度をもって町内全ての一筆地（現地）調査が完了しましたので、進捗率としましては１００％となりました。しかし、全ての登記が完了した時点が事業完了となりますので、早期完了を目指して事業を進めてまいります。

（むすび）

むすびに、本町の令和４年度予算の編成に当たっては、財政状況が厳しくなりつつある中でも、まちづくりは挑戦を意識し萎縮してはなりません。

一方、積極的な行政運営を行うためには、新たな財源確保の手段を検討する必要がありますことから、令和３年度の普通交付税の一本算定結果を精査した上で、自主財源の確保に努め、ふるさと応援寄附制度、及び企業版ふるさと納税制度等の取組を一層、強化するなど、あらゆる事業の財源について積極的な確保を図るものとし、財源確保に最大限努力するものとします。

併せて各課事務事業及び補助金等の見直しなどを継続して実施し、予算の選択と集中を行い、効果的かつ効率的に諸施策を推進するべく、美郷町独自の振興策を実現する実行予算を編成しました。

結果、一般会計予算で総額が８０億４，２０５万１，０００円となり、令和３年度との比較では、１億３，８６０万８，０００円、１．７％の増額となりました。

まず、歳出での主な計上額につきましては、総務費が１４億５，２７３万７，０００円、民生費が９億４，３６４万４，０００円、農林水産業費が９億７，９５８万４，０００円、土木費が７億７，３２４万４，０００円、教育費が４億８，１８８万１，０００円、公債費が１０億８，４８６万６，０００円、諸支出金に１２億１，２５９万５，０００円を計上いたしました。

歳入では、地方交付税が３４億９，５７０万円で全体の４３．５％、町税が７億５６６万４，０００円、国県支出金が併せて９億３，６２５万９，０００円となり、基金繰入金としましては、３つの特定目的基金から１億２０９万６，０００円、財政調整基金から１０億４，４７１万２，０００円、併せて１１億４，６８０万８，０００円の繰り入れとしました。町債は、総額で６億１，６８０万円とし、主なものとしましては過疎対策事業債３億９１０万円、合併特例事業債１億２３０万円を計上いたしました。

次に、特別会計では、国民健康保険事業特別会計が１０億６０２万６，０００円、介護保険事業特別会計が９億９，１７２万円、後期高齢者医療特別会計が１億９，７９６万５，０００円、簡易水道事業特別会計が１億７，５７４万円、農業集落排水事業特別会計が１億９９５万１，０００円、さらに国民健康保険診療所事業特別会計が１億９，７１０万５，０００円となりました。また、国民健康保険病院事業会計の収益的収支と資本的収支は、８億４，０２８万円を予定しており、医業収益は４億７，３７７万円を見込んでいます。

このことから、６つの特別会計の予算額が併せて２６億７，８５０万７，０００円、病院事業会計の予算額が８億４，０２８万円となり、一般会計と併せた令和４年度的美郷町予算総額は、１１５億６，０８３万８，０００円となりました。

以上、令和４年度の施政方針と予算規模について述べましたが、「豊かで活力ある安全・安心な郷づくり」の実現を目指して、全力を尽くしてまいります。町民の皆様と議員各位のなお一層の御支援と御協力をお願いして、提案理由といたします。

よろしく願いいたします。

【議長 山本 文男】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第４日目の３月１１日に町長に対する総括質疑を行います。

【議長 山本 文男】

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

明日３月９日水曜日は、定刻午前１０時に本会議を開きます。時間をお間違えないようにお願いいたします。

本日は、これで散会いたします。

【事務局長 小田 広美】

「一同・起立・礼」・・・お疲れさまでした・・・。

（散会：午後 ２時００分）